

○熊本県精神保健福祉審議会条例

(昭和 40 年 10 月 12 日条例第 55 号)

改正 昭和 63 年 3 月 26 日条例第 8 号 平成 7 年 6 月 26 日条例第 46 号

平成 9 年 3 月 25 日条例第 1 号 平成 11 年 12 月 20 日条例第 57 号

平成 14 年 3 月 25 日条例第 14 号平成 18 年 10 月 4 日条例第 71 号

熊本県精神衛生審議会条例をここに公布する。

熊本県精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、熊本県精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月26日条例第8号)

この条例は、精神衛生法等の一部を改正する法律(昭和62年法律第98号)の施行の日から施行する。

附 則(平成7年6月26日条例第46号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月20日条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月4日条例第71号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第45条の規定による改正前の精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧法」という。)第10条第3項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の熊本県精神保健福祉審議会条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定により熊本県精神保健福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧法第10条第3項の規定により任命された委員としての残任期間と同一の期間とする。